

イーストとくしま「体験型観光」推進事業助成金に係るQ&A

交付要綱	質 問	回 答
第3条 助成内容	体験型観光コンテンツとはどのようなものか。	藍染体験、陶芸体験、収穫体験、〇〇作り体験のほか、専用ガイド付きのクルーズや山歩き、サップやシーカヤックなどのアクティビティを想定しています。
	体験型観光コンテンツにはどのようなものがあるか。 コンテンツや事業者の紹介はいただけるか。	当機構のHP（ https://www.east-tokushima.jp/brochure/ ）に体験型観光コンテンツのパンフレットを掲載していますのでご参照ください。また、ご希望の体験等ありましたらご紹介させていただきますので個別にご相談ください。
	入館料や乗車・乗船料等は対象となるのか。	単なる見物のための入館料や乗車・乗船料は対象となりません。
	飲食代は対象となるのか。	あくまで体験がメインであり、体験の成果として飲食等が付随する場合は対象となる場合があります。
	1旅行商品に複数のコンテンツを組み込んでも問題ないか。	問題ありません。ただし、助成の上限額は1旅行商品あたりの金額となりますのでご注意ください。
	従たる移動手段とはどういったものか。	例えば山歩きのツアーなどにおいて、目的地に大型バスでは入れない場合に分乗して移動する際のジャンボタクシーなどを想定しています。
第3条 助成額	助成額は、一人当たりの旅行代金全体に対して1/2と考えてよいか。	旅行代金全体ではなく、体験型観光事業者や交通事業者に支払う額に対し、1/2、2/3の助成を行います。
	上限額は1コンテンツあたりの金額か。それとも1旅行商品あたりの金額か。	1旅行商品あたりの金額となります。
第4条 助成の要件	利用する体験型観光事業者や交通事業者は事前に登録が必要か。	地域内の事業者であり、体験型観光コンテンツを提供していれば事前の登録は不要です。交通事業者も同様です。
	年度内に複数回、同内容で催行を予定している場合、各回ごとに本助成制度を活用できるか。	同内容の旅行で、1旅行商品あたりの上限額を超えて助成を受けることはできません。
	前年度などでこれまでに交付決定ではあったが実際に集客不足のためツアーが中止になったものは今年度も申請は可能か。	基本的には新規に造成することが条件であるが、適用となります。
第5条 助成の申請期間	催行前に交付申請を行い、交付決定を受ける前に催行した場合、助成を受けられるか。	交付決定前に催行した旅行については助成対象外となります。
第6条 交付申請	交付申請書の（別紙1）事業計画に記載した参加見込数を実際の参加者が上回った（下回った）場合どうなるのか。	参加見込数を参加者が上回った場合、交付要綱第8条に基づき、変更承認申請をいただければ、予算の範囲内で助成額を増額することが可能です。 参加見込数を参加者が下回った場合、特に申請は必要ありませんが、旅行が中止になった場合は交付要綱第8条に基づき、助成金中止承認書をご提出ください。